

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-34		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	2	中左	「ルネサンス」の2行「複数声部による楽曲が誕生した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (複数声部による楽曲はルネサンス以前からあるため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
2	11		「発声のためのエチュード」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (歌い方についての説明が不足している。)	3-(3)	
3	46	下	「この曲は、冒頭の4分音符のリズムを展開させていき」	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのように展開させているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
4	50	下中	「ギター(ヘッドとネックの一部)」の図版	生徒にとって理解し難い表現である。 (何について説明しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
5	54	中右	「[転回形]」及びその下の楽譜	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「転回形」について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
6	62	上左	「日本のポップス(三線)」	相互に矛盾している。 (6ページの「CONTENTS 歌唱・器楽」では「日本のポップス」に含まれていない。)	3-(1)	
7	70	中左	「第1幕」の左1行「1923年、フランス北部モントルイユ・シュル・メール。」	不正確である。 (「1923年」)	3-(1)	
8	73		楽譜3段1小節上の「コンプフェール」、4段1小節上の「クールフェラック」及び6段3小節上の「ファイ」	生徒にとって理解し難い表現である。 (何を示しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
9	92	上左	「祈りとしての音楽」の左1～2行「8世紀後半からフランク王国が繁栄し、9世紀に国王カールがキリスト教を導入したことにより」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (9世紀より前のフランク王国では、キリスト教が信仰されていなかったように読み取れる。)	3-(3)	
10	94	上右	「感情を表現した音楽」の右1～2行「宗教的な題材を扱った大規模な声楽劇のオラトリオ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オラトリオが劇であるかのように読み取れる。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-34		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	95	上右	「対比を表現した音楽」の右2～3行「とりわけ前述した協奏曲の他にもソナタの発展が促され」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ソナタ」についての説明が不足している。)	3-(3)	
12	96	下	「ソナタ形式とは？」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ソナタ形式」について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
13	99	上	「ヴィルトゥオーソの音楽」の6行「交響曲と詩が融合した交響詩など」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「交響曲と詩が融合」)	3-(3)	
14	109	下	「アラブの旋法って？」の4～5行「モーニング娘。」の《恋のダンスサイト》の旋律は、マカーム・ナワサルと呼ばれる旋法をもとにしている。」及び「マカーム・ナワサルで用いられる音」の図版と下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (下の楽譜の旋律にはハ音、二音及び変ホ音が現れないため、分かりにくい。)	3-(3)	
15	111	下左	「歌舞伎の音楽」の7～8行「《白浪五人男》の〈浜松屋の場〉は、せりふを中心とした純歌舞伎の世話物で、陰囃子が中心である。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「純歌舞伎の世話物」についての説明が不足している。)	3-(3)	
16	112	下右	「三曲……地歌と箏曲と胡弓楽または尺八楽の3種類の室内楽の総称」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「3種類の室内楽」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
17	122	中	「中世」と「ルネサンス」の間の「/」(時代を区切る線)	相互に矛盾している。 (中世とルネサンスの時代の区切り方が2ページ及び92～93ページと異なっている。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-35		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	9		楽譜6段4小節及び7段1小節	楽譜の表記が不適切である。 (リピート記号が重複している。)	固有 3-(1)	
2	10	左	「Memo」の上1～2行「山田耕筰が初めて北原白秋の詩に歌をつけた1922(大正11)年、『童謡』という雑誌で発表された。」	不正確である。 (「童謡」)	3-(1)	
3	12	下	「信時潔」の1行「大学で作曲法とチェロを学び、卒業後ドイツに留学して作曲法を修めた。」	不正確である。 (「大学」)	3-(1)	
4	14	左	「Point」の3行「最後の「こと」の歌い方はニュアンスの表現に生かそう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ニュアンスの表現」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
5	19	4	「左手で演奏しやすいように、和音の転回形を用いている。」及びその下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (「転回形」についての説明が不足している。)	3-(3)	
6	29	右	「Point」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (歌詞(イタリア語)の意味を読み取ることが困難である。)	3-(3)	
7	33	右	「Memo」の下1～2行「キリスト教の教会音楽の古いスタイルの一つ、「リディア旋法」の意味があり」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「リディア旋法」について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
8	37	下	楽譜下の「Andante mosso(アンダンテ・モッソ)…速めのアンダンテ」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「夕星の歌」の楽譜とどのように関連しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
9	42 - 44		42ページ楽譜6段1～4小節、43ページ楽譜8段3小節～9段2小節、44ページ楽譜6段1～4小節及び9段4～5小節	生徒にとって理解し難い表現である。 (歌い方についての説明が不足している。)	3-(3)	
10	74 - 75		楽譜(全体)	楽譜の表記が不適切である。 (75ページ1段4小節のリピート記号に対応する記号がない。)	固有 3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-35		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	75	中右	「演奏の手びき」の右下の「B7のダイヤグラム」とその下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (相互の関係が分かりにくい。)	3-(3)	
12	85	上	「②Aを変奏させることで、音楽に変化をもたらす(A'1のフレーズ)。」及び「A'1」の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (「変奏」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
13	90	下右	「音楽と歴史の関わり」の6～8行「ソビエト連邦の時代に出版された楽譜では、ロシア国歌の部分が改竄され、ソビエト国歌に置き換えられていた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ロシア国歌の部分が改竄され、ソビエト国歌に置き換えられていた。」)	3-(3)	
14	91	下左	「交響曲はなぜ長い」の2行「ピアノ・ソナタなどの室内楽作品」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ピアノ・ソナタは一般的には室内楽に分類されないため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
15	92	下右	「音楽を読む」の10～11行「変ロ短調」は冒頭部分のみで」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (変ロ短調の部分は再現されるため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
16	95	下左	「ピアノ協奏曲第2番(ラフマニノフ)」の1～2行「ラフマニノフが作曲した「ピアノ協奏曲第2番」の初演は大成功を収めた。29歳のことである。」	不正確である。 (「29歳」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-36		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	9	右下	木下が普段使っている鉛筆。画像内 PLUS	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
2	10	下	ふたりのフリーダ 解説文3行 切開された心臓からあふれ出る血を、 手術器具で止めようとしている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (心臓からとはいいい難い。)	3-(3)	
3	19	左上	エシエルマン エシャルマン	表記が不統一である。	3-(4)	
4	23	左下	LIFE COLOR CLOCK 図版内 SHISEIDO SENDENBU	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
5	31	右中	造園家のイラスト 及び、32ページ 左中 縫製士のイラスト	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (正しい脚立の使用方法ではなく、扱いについて誤 解するおそれがある。)	3-(3)	
6	36	左上	収集・保管する 囲み全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ左上「どんな人が美術館を支えているの か知ろう。」に照らして、支えている人に関する記 述がない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-37		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3(2),「美術Ⅰ」の3(8)内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、…作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。)	2-(1)	
2	30	左下	数値で見る富士山	誤記である。	3-(2)	
3	31	左上	なごやめしマトリクス 図版内 JAPAGRA	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
4	33	左下	新工芸舎	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
5	36	右中	不気味な悪役 清原武衡 解説文3行 藍色の隈取 及び、37ページ中 公家荒 解説文1行 青の隈取	相互に矛盾している。	3-(1)	
6	51	中	鉛筆縮めば学力伸びる 図版内 Tombow-8900	特定の営利企業、商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-38		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)、「書道Ⅰ」の3の(11)「・・・書に関する知的財産権について触れるようにする。」)	2-(1)	
2	11	中	鄒城市博物館蔵	不正確である。 (市)	3-(1)	
3	18	2 釈文	律歳、呂調陽。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (律歳についての説明が不足している)	3-(3)	
4	25	6 - 7 右	王羲之の筆法を生かして書いた作品	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (王羲之の筆法について)	3-(3)	
5	41	中下	烈士	誤記である。	3-(2)	
6	42	中	藍紙本万葉集 読み	誤記である。(「捉」)	3-(2)	
7	48	上	釈文	不正確である。(能お仁者耳当>之)	3-(1)	
8	48	上	図版	不正確である。(上部)	3-(1)	
9	66	左上	楊准表記	誤記である。(「准」「記」)	3-(2)	
10	69	左上	甲骨文字の発見 1880楊守敬日本に渡る	不正確である。 (甲骨文字の発見時期)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-39		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)、「書道Ⅰ」の3の(11)「・・・書に関する知的財産権について触れるようにする。」)	2-(1)	
2	6	中	王羲之(?-945年)	不正確である。(生没年)	3-(1)	
3	6	中	金農(1687-1703年)	不正確である。(没年)	3-(1)	
4	7 - 57	全体	表現を知る 書	生徒にとって理解し難い表現である。 (表現)	3-(3)	
5	9	左下	書は則ち一言にして	不正確である。(言)	3-(1)	
6	39	中下	読み 風	不正確である。(風の位置)	3-(1)	
7	41	中下	伝小野道風(1055-1129年)	不正確である。(生没年)	3-(1)	
8	42	下	伝藤原定信	不正確である。	3-(1)	
9	47	右上	【題・釈文】(47ページ中、48ページ上、下、50ページ下、51ページ上、下、52ページ下、53ページ右、左、56ページ上、57ページ下、62ページ下、64ページ下、65	不正確である。 (題と釈文ではない)	3-(1)	
			ページ下、66ページ上、下69ページ下、76ページ上79ページ上、81ページ下も同様)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 104-39		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	47	左下	1912-1999年 大正-昭和-平成	不正確である。(生没年、年号)	3-(1)	
11	47	下	写真及び解説	学習上必要な事項が示されていない。(年次、題、寸法、部分もしくは全体など)	2-(10)	
12	52 - 53	下	[128.7×29.5cm] [163.5×45.7cm]	不正確である。(聯である)	3-(1)	
13	57	左下	紙本墨画檜原図(94ページは紙本檜原図屏風)	相互に矛盾している。	3-(1)	
14	68	中	機山館蔵	誤記である。(機)	3-(2)	
15	73	左下	「千曲川旅情」	不正確である。	3-(1)	
16	78	右下	『北の海 在りし日の歌』	誤記である。(『)	3-(2)	
17	78	下	図版	歴史的評価が定まっていない。	固有 2-(4)	
18	82	左中	庚義伝	誤記である。(義)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 104-41		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅲ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	22	左下	积文	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「霊」)	3-(3)	
2	36 - 39	全体	全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平安時代末期)	3-(3)	
3	64	中	仮名(女手)の名筆～明月記・更級日記④藤原定家	不正確である。(1000年、1100年、1200年、1300年の点線の示す位置におおよその古筆が配置されていない)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。